

当社原子力発電所の原子力規制検査における  
2025年度第3四半期評価結果について

本日、当社原子力発電所の原子力規制検査における2025年度3四半期の評価結果が原子力規制庁より原子力規制委員会へ報告されました。

内容については、以下のとおりです。

<2025年度第3四半期の評価結果>

	女川原子力発電所	東通原子力発電所
指摘事項等	あり	なし
件数	1件	—

<指摘事項の詳細>

件名	女川原子力発電所2号機設計引継ぎ不足による火災発生時の原子炉停止手動操作手順書の未作成及び教育訓練の未実施
概要	令和7年6月16日から実施した女川原子力発電所2号機に対するチーム検査において、単一の火災区画で発生した火災により多重化されている安全機能を全て喪失した場合に、対応要員が操作を実施することにより原子炉の高温停止及び冷温停止を達成することとしていたが、設計時の部門間での設計の引継ぎが不足したことにより、手動操作手順書の作成及び運転員への教育訓練が実施されていないことを確認した。
重要度	緑
深刻度	S L IV (通知なし)

当社といたしましては、ただちに手動操作に必要な手順書を作成するとともに、運転員への教育訓練を行い、制限時間内に手動操作が完了できることを確認しております。

引き続き、改善活動の積極的かつ適切な実施に努め、原子力発電所のさらなる安全性向上にむけた取り組みを進めてまいります。

以上

### 【原子力規制検査について】

原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うもの。指摘事項については、その重要度および深刻度の評価が行われる。

### 【重要度の評価について】

重要度の評価は、指摘事項の安全上の重要度に応じて、「緑」、「白」、「黄」、「赤」の4段階に色付けされ、事業者は、その内容に応じた改善措置を行わなければならない。このうち「緑」は、事業者自らの改善措置活動による改善が求められる水準となっている。

#### 指摘事項の重要度に応じた分類

		重要度	内 容
高 ↑ ↓ 低	指摘事項		● 安全影響が大きい水準
			● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加が大きい水準
			● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
			● 安全影響は限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準
		軽微	● 事業者が原因を除去して対応完了とする水準

### 【深刻度の評価について】

深刻度（SL：Severity Level）の評価は、重要度の評価結果を参考に、原子力安全または核物質防護への影響等により、「SL IV」、「SL III」、「SL II」、「SL I」の4段階で評価され、その評価結果に応じて、規制対応措置が決定される。

なお、「SL IV」について、再発防止のための改善活動が適切に行われている場合等は、規制対応措置が不要とされ、事業者への通知は実施されない。

#### 指摘事項等の深刻度に応じた分類

		深刻度	内 容
高 ↑ ↓ 低	規制措置	SL I	● 原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL II	● 原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL III	● 原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL IV (通知あり)	● 原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるものの、またはそうした事態になり得たもの (通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無等により決定)
		SL IV (通知なし)	
		軽微	● 原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的であるものの、またはそうした事態になり得たもの